

高校の授業料等が“完全無償化”になります！

2年生、3年生

所得や子どもの人数にかかわらず授業料等の負担はありません。

※授業料が63万円を超える場合は、一部授業料負担が生じる場合があります。

1年生

令和8年度から授業料等の負担がなくなります。

※令和7年度は所得や子どもの人数により授業料等が無償になります。

現在の高校1年生

令和7年度（1年生の間）は現行制度

令和8年度（2年生）から新制度

※令和7年度
2、3年生適用

授業料	世帯の 子どもの 人数	年収（めやす）別の保護者負担額			
		590万円 未満	590～ 800万円	800～ 910万円	910万 円以上
60 万円 まで	1 人	無償	20万円	最大 48万円 （国就学支 援金のみ）	最大 48万円 （国臨時支 援金のみ）
	2 人		10万円	30万円	
	3 人		無償	10万円	
60 万円 超過 分	子ども の人数 にかか わず	無償（※1）		（授業料－60万円） を保護者が負担	

授業料	世帯の 子どもの 人数	年収（めやす）別の保護者負担額			
		590万円 未満	590～ 800万円	800～ 910万円	910万 円以上
63 万円 まで	子ども の人数 にか か わ ら ず	無償			
63 万円 超過 分	子ども の人数 にか か わ ら ず	無償		無償（※2）	

（※1）超過分は学校負担となるため、保護者負担は生じません。

（※2）令和7年度の2、3年生は授業料が63万円を超える学校は「授業料－63万円」の保護者負担が生じます。

高校授業料無償化 よくある質問



新制度では、授業料以外の費用も無償になるのですか？

現行制度と同様、教科書代や修学旅行積立金等
授業料等以外の費用は負担する必要があります。



所得要件がなくなるのであれば、新制度になると、
授業料無償化のための手続きは不要ですか？

新制度においても、引き続き申請が必要です。
学校から案内の案内に従って手続きを行ってください。



お問い合わせはこちら

府民お問い合わせセンター ピピっとライン
06-6910-8001

詳細はウェブサイトで！

大阪府 私立 無償化

